

佐賀県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十二年八月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・四・五三号 大財藤木線

七・七・一一号 高架側道一号线

三 事業施行期間

平成二十二年八月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分 佐賀市大財北町及び駅前中央三丁目地内

(二) 使用の部分 佐賀市大財北町地内